

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例（案）逐条解説

【前文】

すべての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を持っている。

大泉町では平成6年に「人権尊重と福祉の町宣言」を制定し、互いの人権を尊重したいかなる差別もない、真に自由にして平等な明るいまちづくりに向けた取組に努めてきた。

しかしながら、人権に関する問題は依然として存在し、国際化や情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、新たな形態の人権問題も生じている。

すべての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できる、人権が擁護されたまちづくりを推進し、もってあらゆる差別のない社会を実現するため、この条例を制定する。

（解説）

国連主導の世界人権宣言や日本国憲法第11条の基本的人権の享有を基に、大泉町では平成6年に真に自由にして平等な明るいまちづくりの推進と、町民総参加による共に支えあう福祉のまちづくりを目指して「人権尊重と福祉の町宣言」を制定いたしました。

この宣言に基づき、人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない明るい社会を目指した教育・啓発活動を推進するとともに、平成27年3月にはあらゆる差別をなくすため「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、町民一人ひとりが正しく人権を理解し、行動できるよう取り組んでいきます。

しかしながら、今なお同和問題、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人、HIV感染者、ハンセン病元患者、犯罪被害者等に対する人権侵害などが存在しています。また、全国ではインターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を悪用した差別行為や本邦外出身者に対する誹謗中傷などの不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ、さらには障害者が巻き込まれるあつ

てはならない悲惨な事件が発生するなど新たな問題も生じています。

人権問題をめぐる状況が複雑化・多様化する中、人権が尊重された社会の実現は、私たち一人ひとりの課題であることを再確認することが重要です。誰一人として傷つけない、傷つけない、そして誰もが生きがいを持って生活できる、まちづくりを推進するため、本条例を制定します。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念を踏まえ、町及び町民等の責務等を定めることにより、人権侵害が生起しない、人権が擁護されたまちづくりを推進し、もってあらゆる差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

かいせつ (解説)

この条例は、すべての国民に基本的人権を保障する「日本国憲法」の下、また、すべての人間が生まれながらに基本的人権を持っているという「世界人権宣言（1948年採択）」の理念を踏まえ、町及び町民等の責務を明らかにし、性別や年齢、国籍等にかかわらず、新たな人権侵害が生じることのない、人権が擁護されたまちづくりをすすめ、あらゆる差別のない社会をつくることを目的としています。

まち せきむ (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策（以下「施策」という。）に取り組み、人権が擁護されたまちづくりを推進するものとする。

かいせつ (解説)

日本国憲法及び世界人権宣言の理念と「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「大泉町人権尊重と福祉の町宣言」にある真に自由にして平等な明るいまちづくりの実現に向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に取り組み、人権が擁護されたまちづくりを推進します。

ちようみんとう せきむ
(町民等の責務)

だい じよう ちようみんおよ じぎようしや きほんてきじんけん そんちよう さべつ
第3条 町民及び事業者は、基本的人権を尊重し、差別をしない、させない、
みす 見過ごさないという自覚を持ち、じんけんそんちよう すす 人権尊重のまちづくりを進めるよう努めるも
のとする。

かいせつ
(解説)

すべての人は、ひと ひと じんけん そんちよう 必ずか けんり
すべての人、等しく人権が尊重されることはもちろん、自らの権利だけで
なく 他人の人権を尊重し、差別を許さないという自覚と じかく ふだん どりよく
不断の努力によって
じんけんそんちよう じつげん
人権尊重のまちづくりは実現するものです。

げんだいしやかい いま じんけん しんがい もんだい そんざい
現代社会では、今なお人権が侵害されるさまざまな問題が存在しており、また、
しやかいけいざい じだい へんか なか あら じんけんもんだい しょう じんけんもんだい わたし
社会経済や時代の変化の中で新たな人権問題も生じています。人権問題は私た
ちの身近な問題であるとともに、だれ と く じゆうよう かない
誰もが取り組まなければならない重要な課題
です。

ちようみん ちようない きよじゆう つうがく つうきん また たいざい こじん
町民（町内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する個人をいう。）や
じぎようしや ちようない じぎよう いとな こじん また た だんたい ちようない
事業者（町内で事業を営む個人又はその他の団体をいう。）といった、町内
で活動を行うすべてのものが、じんけん かんしん も ただ りかい こうどう
活動を行うすべてのものが、人権について関心を持ち、正しい理解と行動を
み 身につけ、じんけん そんちよう きようりよく もと
人権が尊重されたまちづくりに協力することを求めるものとなっ
ています。

すいしんたいせい じゆうじつ
(推進体制の充実)

だい じよう まち しさく こうかてき すいしん くに けん かんけいだんたいとう れんけい
第4条 町は、施策を効果的に推進するため、国、県、関係団体等との連携を
きようか すいしんたいせい じゆうじつ つと
強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

かいせつ
(解説)

じんけん しようご じつげん はか くに けん かんけいだんたいとう
人権が擁護されたまちづくりの実現を図るためには、国、県、関係団体等との
れんけい ふかけつ がっこう ぎようせい こうてき かん いがい きぎよう じぎようしや
連携が不可欠です。また、学校や行政といった公的機関以外にも企業や事業者
をはじめ、じんけんかくりつ かつどう だんたいとう れんけい ふか すいしんたいせい
人権確立のために活動している団体等との連携を深め、推進体制の
じゆうじつ はか
充実に努めます。

しんぎかい
(審議会)

だい じょう ちょうちょう じょうれい もくてき たつせい ひつよう みと
第5条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、
おおいずみまちじんけんたいさくしんぎかい いけん き
大泉町人権対策審議会の意見を聴くことができる。

かいせつ
(解説)

おおいずみまちじんけんたいさくしんぎかい ちほう じちほう じょう だい こう きてい もと
大泉町人権対策審議会は、地方自治法138条の4第3項の規定に基づく
しつこうきかん ふぞくきかん しんぎ おこな いち じんけん そんちよう
執行機関の附属機関で審議などを行う位置づけにあり、人権が尊重されるまち
づくりを推進していくにあたり、ひろ せんもんてき けんち いけん き
づくりを推進していくにあたり、広く専門的な見地から意見を聴きます。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ ひつよう じこう ちょうちょう べつ さだ
第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

かいせつ
(解説)

じょうれい かん ひつよう じこう べつ さだ
条例に関し必要な事項は別に定めるものとします。

ふ そく
附 則

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この条例は、平成29年3月31日から施行する。